

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第10回全体会 議事録

日時：平成25年3月27日（水）14：00～16：00

場所：白山会館 大平明浄の間

○山賀会長

ごめんください。本当に年度末のお忙しい中貴重なお時間を頂いて全体会ということでお集まり頂きました。いくつか資料をさっと目を通して、とても大切な問題ご報告がありますので、是非、報告を聞くだけではなくご発言を積極的に頂いて皆さんから、有意義に参加して頂く全体会にしていければと思います。宜しく申し上げます。それでは座って進めさせていただきます。

まず議事（1）番平成25年度予算の概要について戸松課長さんより申し上げます。

○障がい福祉課長

はい。障がい福祉課戸松でございます。私からは障がい福祉課の平成25年度の主な事業についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。当初予算事業説明書、障がい福祉課の2ページからご覧ください。そちらが平成25年度の当初予算総括表の歳出となっております。そちら福祉部の課別の予算額となっております。左側に平成25年度、その隣に平成24年度と比較されるようになっております。障がい福祉課につきましては、4段目です。25年度の当初予算としまして157億円余りとなっております。平成24年度の147億円に対しまして9億9千万、率にして6.8%の増となっております。これにつきまして主に介護給付等事業の増によるものとなっております。

次の3ページ、4ページが主要事業となっております。この中で予算が大きく増加した事業につきましては3ページの2段目の事業名、介護給付等事業の右側の事業の概要欄、最初の丸、居宅介護これはホームヘルパーの派遣を行う事業ですが、こちらの予算が15億円、これは前年度に比べて2億円程の増となっております。三つ目の丸の生活介護、こちらは1億1千万円程の予算増となっております。その下の共同生活介護・援助事業、3億8千万がこちらは6千万円の増というふうになっております。また就労関係ですが、八つ目の就労移行支援、就労継続支援、こちらが21億8千万という予算ですが、これは24年度に対しまして4億3千万円程の増となっております。それでは主要事業の内、新規事業、拡充事業について5ページに記載の4事業について説明いたします。

新規・拡充ということで4事業列挙させて頂いておりますけど、最初に6ページをご覧ください。発達障がい者支援体制整備事業です。事業費は平成24年度の3千5百万円から平成25年度は5千百万円に1千5百万円程の増となっております。この事業では新潟市発達障がい支援センターJOINにおいて引き続き発達障がい者とその家族支援に総合的に取り組む事としていますが、一番下の平成25年度事業実施予定内容のとおり事業を拡充す

るものです。①の地域における療育教室の拡大につきましては東区のこども創作活動館、中央区の鳥屋野保育園に併設する子育て支援センター、西区の坂井輪児童館、3会場において新規に療育教室を開催するものです。②の保育園・幼稚園における支援の充実では発達支援コーディネーター養成研修を実施し、保育園等における発達障がい児支援のリーダーを養成するものです。③の専門医による発達相談の拡大は東区・中央区・江南区・西区において新規に開催することにより、全8区で専門医による発達相談の開催を整備するものです。

次に7ページの社会福祉施設整備事業です。この事業は障がい者の地域移行を促進するため、障がい福祉施設の整備、費用の一部を補助するものです。一番下に記載のとおり平成25年度は創設でグループホームと生活介護就労移行支援の多機能型事業所、大規模修繕改修工事によるケアホーム2棟となっています。事業費は平成24年度の5億4千万円に対し、25年度は1億3千9百万円と4億円程事業費が減っています。これは平成24年度実施状況の中ほどに記載されております平成24年度補正で2億9千万円予算が増加したことによるものです。補正を打った事業につきましては全て平成25年度に執行されることとなりますので25年度は実質24年度と同等の事業規模になっております。

次に8ページの(仮称)こども発達支援センター整備事業です。平成25年度事業実施予定に記載されていますように、幼児ことばとこころの相談センターをひしのみ園の隣に建設することにより両機関を統合し本旨の中核的な療育支援機関とするものです。平成25年度は基本設計・実施設計平成26年度に建設工事を行い、平成27年4月の開設を目指すものであります。

次に9ページの(仮称)障がい者就業支援センター事業です。就職を希望する障がい者の方の相談から、就職後の定着支援まで一貫した支援を行うもので、障がい者の雇用率向上をはかるものです。平成25年度事業内容に記載とおり10月に総合福祉会館内での開設を予定しております。障がい福祉課では障がい者の職業能力向上支援事業として進路を考える体験会等障がい者職業能力開発プロモート事業を実施して参りましたが、今後は企業訪問による実習先や雇用先の開拓により就労支援を進めたいと考えています。

以上で障がい福祉課の平成25年度の主な事業の説明を終わります。

○山賀会長

ありがとうございました。それではこの内容についてご質問のある方はご発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。最後にまたあの質問がありましたら、お声を掛けさせて頂きますので次の議題もありますので進めさせて頂いてよろしいでしょうか。はい、それでは(2)番運営事務局会議の報告事務局よりお願いします。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、説明致します。介護給付係の小林でございます。宜しくお願い致します。

資料の2及びその次につけてございます、これからの相談支援体制についてという二枚の資料で説明をさせていただきます。まず、新潟市障がい者地域自立支援協議会運営事務局会議ということで毎月会議を行っております。運営事務局会議と言うところは前回もご説明申し上げましたけれども、この全体会に提案してくる課題について非常に沢山ございますので、出来る限り重要性のあるものとか、皆様にお伺いして協議していくというものを検討して運営の中心になるという事務局会議でございます。資料にございますが、11月30日から毎月実施して内容を検討してきております。ここの中にもございますが、11月の記載にあります日中一時支援宿泊型の要件についてということも検討しております。もう一つの基幹相談センターの設置についてと、この件につきましては、この後具体的な内容について説明をさせていただきますので私からの説明は省略させていただきます。

12月27日に記載があります、区協議会からの報告事項ということで居住地特例について現在の居住地特例の問題点について議論を行ったということで、これにつきましては、今年度平成24年度障がい児支援施設に入所していた18歳以上の方々、障がい児の時から児の施設に入所しておりました児童福祉法の取り扱いで入所されてこられた方がおりましたが、平成24年4月1日の法律の改正で自立支援法に取り扱いが変更になりました。その時にその方々というのが18歳を超えて20歳30歳となっておりますが、児童福祉法の取り扱いになっていたんですが自立支援法に取り扱いが変わりますということになりました。その時にその入所されている方々の住所地が何処だということで、援護を実施するところはどこですかということが議論になりました。その入所されていた方が何十年何年前に18歳誕生日の前日に保護者の住所地がその方々を自立支援法になってから援護する保護者の住所地が援護するということになりました。ここで課題になるのは10年、場合によっては10年以上遡ったわけですからその時の保護者の住所地が例えば新潟市に保護者の住所地があったと。だけれども18歳の時からもう何年も遡っていて、じゃあ今年の4月1日から新潟市がやりますかって言った時に新潟市に保護者がいない場合が十分想定されました。児童の新潟市外の施設におられる。そして18歳前日にあった住所地が新潟であった場合に新潟におられる場合はよろしいです。基本におられたケースも沢山ありましたけれども、おられない場合にはその新潟市に本人もご家族もないんですけども、支援を新潟市が行うんじゃないかという議論がありまして、これについて運営事務局会議で検討はしたんですけども、どうしてもこれまでの国の考え方、児童福祉法と自立支援法の間でのやり取りの明確な規定がなかったものですからやむをえず18歳の前日というこのスタイルを法律で決めておりますので、従わざるをえないということで住所地特例の課題について検討してその課題を提案した区に対して、もしくは8区に対しての住所地特例というのは先程も申し上げたように18歳前日の保護者の住所で取り扱わざるをえないということをお話を申し上げました。ちょっと難しいお話だったと思いますのでもし質問がありましたらお受けしたいと思います。

もう一つにつきましては、毎月定期的に行ってきました基幹相談支援センターというテーマがございまして、これにつきましては障害者自立支援法でできる規定として相談支援センターの設置が出来ることになっております。もう一つの方の資料をご覧頂きたいと思っております。これからの相談支援体制についてということです。この資料はこれから相談支援体制を考えていく上で現状はどういうふうになっているかという事と、これから検討が必要なやらなければいけない事を提起して、これらを整理しないとこれから新しいことをやるためにも足元と言いますか、まず今の基盤がどういうふうになっているかということ整理してから進めようということで、表した資料でございます。相談の現状と致しまして、今新潟市が委託をしております相談関係ですけれども、1番の相談支援事業。これは8区に相談支援事業所を配置して福祉サービスの利用の援助等の事業を実施しております。また2番と致しましては、地域療育等支援事業ということで総合福祉会館の方に配置して事業を行っております。主に在宅の重心障がい児の課題。重心障がい児の方が利用出来る施設との連携等保護者の寄り添う形での相談等を重点的に行っております。また3番に書いてございます障がい児のワンストップ相談窓口を設置致しまして、ここには4か所に障がい児コーディネーターを配置しております。この障がい児コーディネーターと2番の療育支援事業については連携して地域療育相談支援事業が統括コーディネーターという位置付けを持ちまして、3番のワンストップ相談窓口の設置をした障がい児コーディネーターと連携して5人体制でやれるということです。4番が市町村相談支援機能強化事業としてヒアカウンセリングの方を配置しております。障がい者ご自身が相談を受けて、実際に自分の身の上と置き換えながら相談に応じている強化機能でございます。

その下でございますが、今後拡大・拡充が見込まれる事業としてサービス等利用計画作成事業、これについてはこの相談支援事業に加配をして実施しているところでございます。2番として障がい程度区分認定調査を委託するという計画になっております。これは106項目の障害程度区分の調査です。そして基幹相談支援センターというものが今後可能性としてあるかどうかということになって参ります。これに対して検討が必要な課題というのが、いくつか上がっておりますけれども、どれをとってもですね、非常に重要な内容になって参ります。今のこの相談支援体制をどういうふうに検討が必要なものと比較しながら全部をやるということは難しいとは思いますが、これらの今の体制と検討が必要なことをもう少し整理をして、どこがどういう役割を持つかということ今後施策として自立支援協議会の中で検討して、施策として立ち上げていきたいと考えております。これについては一番下に書きました現状の体制と課題について運営事務局会議の中で、素案とか内容の方、叩き台をまた立ち上げて皆様に検討を行って頂きたいと考えております。説明は以上になります。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。これまでの運営事務局会議の経過と内容について事務

局より説明して頂きました。ご質問のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。はい。

○田中（滋）委員

西区の田中と申します。二つちょっとご質問受けて頂きたいんで、先程のあの、障がい者就業支援センター事業の中でらいふあっぷさんともう一つ総合福祉会館にということの話なんですけれども、仕事を求めている障がい者の方達はどちらの方に相談に行ったらいいのか。その棲み分けといいますか、どちらでも構わないのか、あるいはその五泉市・阿賀野市・阿賀町・新潟市という圏域の中で二つとも新潟市にありますけれども、その辺はどういうふうにご相談にあったらいいのかなってというのが一つ。障がい者就業支援センター事業のことなんですけど、相談支援体制の活動の中で、障がい程度区分と言わないで何ですか、障がい支援区分というふうな言葉もちょっと出たり入ったりしているようなんですが、それとの差っていうんですかね、分かる範囲でお願い出来ればと思いますが。

○山賀会長

では、一点目は課長さんの方からお願いします。

○障がい福祉課長

はい。一点目の障がい者就業支援センターに関してですが、まずあの現在らいふあっぷさんが上新栄町で活動されているということで、らいふあっぷさん自体については新潟障がい福祉圏域ということでここに書いてあります新潟市・五泉市・阿賀野市・阿賀町というエリアを一応基本的に管轄されているということで、今回の就業支援センターにつきましては市単独の、予算的にも市が100%財源するというので基本的には新潟市在住の方を、住所要件を徹底させて頂きたいというふうに考えております。それで障がい者の方がどちらを選択するかって問題なんですけれども、選択についてはその障がい者の方の裁量で判断して頂いてよろしいかと思っております。それで新潟市の方で一つ考えたのは、交通の利便性の良いところに設置したいというのがありましたので、そういう意味で八千代の方が行きやすいという方は選択して頂いてよろしいと思いますし、車で行きたいということで駐車場が込んでいるからということでらいふあっぷさんを選択される方もおられるかもしれないですし、そしてあのそこについては今後ちょっと時間がありますのでらいふあっぷさん等と協議させて頂いて、整理はしたいと思っています。それであのその状況によってハローワークさんがどっちを紹介しようかということもあると思うのでその段階では進捗状況を見ながら調整して頂くということもあるのかなというふうには考えております。

○山賀会長

はい、今ほどありましたように市内の在住の障がい者の方についてはそれぞれ使いやすいところを選択して頂くということだそうです。よろしいでしょうか。はい。

それでは二点目、支援区分と今回の障がい程度区分現状のその辺関連性をこうどうなっていくのかというご質問だと思いますがお願いします。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、今ちょっと手元に細かく書いたものがないんですけども、考え方としてご説明申し上げますと、今まではその障がいの程度をはかって積み上げて実施してきた中で、身体の障がいの方とその他、知的障がい・精神障がいの方々の区分の出方が若干こう合っていないんじゃないかと。区分という程度区分で表していますので、身体の方が重く出てっていう課題が指摘されている中で、来年度ですが難病も入ってまいります。難病の方々も対象になって参りますので、平成26年度以降、今度はその支援の必要な量、ということに基づいて障がいの程度ということじゃなくて、その方々の一人ひとりの障がいの支援の必要な量を区分していこうということによってやっていくということになっています。ただし内容についてはまだ詳細が示されていないので、これから来年度研究していくことになります。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。これは認定調査委託がそのまま26年度からも同じような形で引き続いていくという理解でいいんですかね。

○障がい福祉課介護給付係長

今26年度とおっしゃいましたが25年度ですか。

○山賀会長

あの支援区分については26年度からスタートですよ。ですので、25年度委託したものがいわゆる障がい程度区分から支援程度区分に移行しても委託というその業務についてはそのまま継続するという理解でいいんでしょうか。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、方向としてはそういうことを考えておりますが、まず内容を見て区分が大きく変更になってくるとお思いますので、内容をまた見て検討したいとお思います。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。田中所長さん大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

他にございますでしょうか。一点目の就業支援センターの件にもさかのぼってご質問頂きましたが他にございますでしょうか。ぜひご遠慮なくご発言頂ければと思います。事務局の方はよろしいでしょうか。

○障がい福祉課介護給付係長

大丈夫です。

○山賀会長

先に進めさせて頂いて大丈夫でしょうか。はい。特にそれ以外のご意見ご質問はないようですので次の（３）特別支援学校の進路検討部会の報告に移らさせていただきます。この報告は川本座長さんよりご報告頂きます。よろしくお願ひします。

○川本部会長

新潟市障がい者生活支援センターの川本でございます。特別支援学校の進路検討部会に関する中間報告ということでご報告させていただきます。座ったまま報告させていただきます。失礼します。

まず皆さんのお手元に資料３と書いてあります特別支援学校の進路検討部会（経過報告）という資料がございますがそちらをご覧ください。この進路検討部会については部会の中で早急に着手しなければいけない問題として卒業後の就労継続支援B型の利用についての課題がございました。今回は特にこの課題を検討した結果をご報告させていただきます。

まず一番上の段。卒業と同時に就労継続支援B型利用可能（平成24年度末経過措置終了）とありますが、就労継続支援B型の対象者は就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適当な判断がされたものとする対象者の要件がございます。ただし地域に就労移行支援事業所等が少なく利用することが困難と市が判断したものについて、特別支援学校の卒業生を含めて卒業後、直接B型事業所を利用することが出来ていました。これは国の経過措置に基づく方向によるもので、今年度末で経過措置が終了します。特別支援学校の卒業生等就労継続B型の利用対象者については就労移行支援施設によるアセスメントを受けB型の利用が適当と判断された場合に利用対象者となり、一般就労、就労移行支援事業、就労継続A型の利用が可能な方について、安易にB型の支給決定が行われないうように留意する事とされているものです。この事から就労移行支援事業所で実施するアセスメントの具体的事項の方向等について就労移行支援事業所の協力を得て検討しました。このアセスメント案については特別支援学校による原案に基づき就労移行支援事業所のご意見もお聞きしております。

そこでその下の段、就労移行支援事業所の意見と書いてある欄をご覧ください。アセスメント案を基に移行支援事業所との意見交換を行いました。移行施設からのご意見としてアセスメントに掛かる日数の長さの意見やアセスメント経過の協議方法の職員の関わり方の

課題等が上げられました。最終的には一つのものさしを作る良い機会等として全体の意見としては就労移行支援施設の利用を促進するものとしてご理解を頂きました。事業所ごとに個別の対応方法については協議して進めていく部分もございます。

次に新潟市の平成25年度の実施方針の欄をご覧ください。左側の支援事業所のご意見を受けまして、新潟市から平成25年度からの実施方針としてこちらの欄を示しました。内容としては、在学中にアセスメントの実施する事とし、実習期間の中で2日から5日で実施を行います。情報提供の関係につきましては、(3) 学校は実習生の基本的情報を就労移行施設に提供し、(4) 移行支援施設では市内共通のシートにより実施する事となっております。原則としては移行支援施設のアセスメント判断で決定となりますが、実施に当たって施設で生じた疑問や把握したい普段の状況等は来年度初めての取り組みであることなどから必要な事業所は学校の意見を求めることが出来る事としています。そして(6) 学校でもB型を希望した本人について校内アセスメントを実施出来るので共通の視点で判断出来る事と考えております。

また、一連の流れのパターンとしてその下に書いてございますイラストで示しております。なお補足の説明ですが、このイラストではB型の利用が適当と判断されなかった場合、通常移行支援施設を選択することになってきますが、必ず移行支援施設だけが選択肢として残っているという意味ではございません。

今回のアセスメントの開始により今後就労移行支援事業所の利用の増加が見込まれ、将来一般就労に結びつく障がい者の人数の拡大に繋げるものと考えております。裏面をご覧ください。

今後の検討事項としまして、当初この部会を設置した目的として卒業生の増加が見込まれていることから特別支援学校と就労移行支援事業所等の福祉施設、行政で情報提供を図り市全体的な入所(通所)調整機能とするシステム作りを目指していたことから来年度はその方法について検討するなど引き続き検討部会を継続致します。また今回実施したアセスメントについても検証を行っていく予定です。

今年度の通所施設の受け入れ状況につきましては、通所調整会議を設けることなく第一希望の施設に通うことが出来たと聞いております。今後施設を選択する上で近くの空いている施設を安易に選択することを避け将来一般就労を希望する方には積極的に就労移行支援を利用することになるよう、また真に生活介護を必要とする方にも施設利用が出来るよう調整機能を考えていきます。なお部会から上げられた意見としまして、B型の事業所はありますが就労移行支援施設がない場合に、また公共交通機関でないと通所の手段等に制約をきたす場合についてなど地域における格差として課題が残っているという指摘もありますので、検討に加えて参ります。また今回この部会につきましては、就労Bの問題が早急に着手しなければいけないということで重点的に検討しておりますが、特別支援学校の進路につきましては障がいの別、ADLの別によって多様な形態がありそれぞれに解決しなければいけない問題がございます。今後はニーズ、問題点の洗い出しを行いながら進めて

いきたいと考えております。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。若干補足なり必要な部分があるかも知れませんが、私の方から一点だけ補足、是非事務局の方からお願いしたいことが、この経過措置が延長というような国の方の方針も出ているものもあるようですが、今回、部会がスタートする時はその様な情報がない中でのスタートでしたので、こういう様な報告になるかと思いますが、この年度末にきてまた延長と、この辺についてどのように取り扱ったのかということをし少し補足して頂けると有難いです。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、ちょっと資料がない中での説明になるんですが、今会長の方からのお話についてはこのアセスメントを経ないやり方については今年度で終わりですと。実は国が2月ですか、1、2月から年度内中に更なる経過措置を通知するというのを会議で申し上げ始めまして、その経過措置の事について若干説明しますが、それは就業・生活センター、いわゆるナカポツセンターを活用して、アセスメントをする方法を取るのであればもう2年間、平成25年度・平成26年度ここまで経過措置を延ばす予定だという話が出て参りました。これについては年度末までに通知しますと言っていますが、今のところ通知は着ておりません。ナカポツセンターを活用した方法これは何をいうかということと就労移行支援事業所、アセスメントする事業所がやはり少ない状況が続くのであれば、ナカポツセンターを活用してナカポツセンターというのは圏域を持っていますから新潟以外の五泉等の圏域を持っていますからそういった移行支援事業所がないところについてもナカポツセンターを活用してアセスメントするって方法が取れるんだったらもう2年間経過措置をしてもいいですよっていうものが出てきました。簡単に言うとそういうことです。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。是非このところで検討部会の報告に関連してですね、色々ご発言頂けると有難いなと思います。突然で申し訳ありませんが、大橋委員、移行支援をやっている事業所としていかがでしょうか。

○大橋委員

大橋です。宜しく申し上げます。昨日も施設長会議であのこれを教えて頂いてありがとうございました。率直に言うと就労移行支援事業所が少ないので国が示している就労ナカポツも活用したらその経過措置のあり方も併用していくのが良いのではないかなあって個人的にはそう思います。というのは就労移行支援が何箇所もないので、この実習を受けたら1回実習で一年間終わっちゃうんじゃないかなって思うので学校の先生にも聞いて頂けた

ら有難いという事と、どのくらいの生徒さんがこのB型をご希望されているか具体的なニーズが分かっているならば数なんかも教えて頂くとより参考になるかな、なんて思っています。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。特別支援学校今日はお二人の進路担当の先生がいらっしゃっていますが、平野先生続いて久保田先生一言ずつ伺いたいんですがお願いします。

○平野委員

はい。あの実際に動き始めて新潟聾学校も知的障がい学級が出来て3年です。来年度3年生になる生徒が今13名おまして、その内、直接Bの方に行きたいということで希望が上がっている生徒が4名です。はい。13名全員が福祉施設希望ではありませんので現在3年生になるこの時点で1年後B型希望は4名。そんな感じでございます。

○久保田委員

はい、江南高等特別支援学校の久保田です。実は明日ですね、下越地域の特別支援学校の進路指導主事の会議がありまして、来年の3年生、2年生も含めてなんですが、実習希望の調整を致します。その中で全体として新潟市の福祉事業所のB型、あるいは就労移行どちらを希望しているのが何人それぞれいるのかということがある程度明確になります。明日の会の前に、各校で先程説明があったアセスメントをして、そのアセスメントの結果就労移行が妥当であるというふうに校内で判断された生徒については就労移行を進めていきたいと思いますという方針であります。各校共通の方針ですが約束しております。ですので、従来アセスメント無しに本人の希望だけでBを出してきたんですが、今回はまず校内で一旦アセスメントを通してありますので、B型で実習をする生徒は多少絞られるのかなと思っております。そのB型の生徒についても学校の判断だけではまた何とも言えませんので就労移行の実習を2日から5日間程度お願いをして判断をしてもらうんですが、実は今集計の途中なんですけれども、あの大橋施設長さんもさっき気にされたように就労移行での実習をかなりやることになりそうです。例年よりも就労移行での実習が当然増えることになると思います。その為の調整を明日してですね、改めてあの各施設にご相談させて頂こうと思っています。ただ1年掛かるってことはないと思っております。はい。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。最初の前段の予算の概要からも障がい者の就労の底上げを何とかやっていこうという中で、国の方もですね、直Bということでずっと経過措置でやっていくのではなくて、本腰を入れて就労移行に力を入れていきたいと思いますという一つの姿勢の表れかなと思いますので障がい者の雇用、就労支援という立場で、今日障がい者職業センター今野さんもいらっしゃっていますので一言この辺のことについてどのような印

象を持たれたかご発言頂けると有難いです。

○今野委員

はい、そうですね、就労移行支援の方ですね、送り出しについては私どもハローワークでも、実は議論の対象になっていまして、非常に就労移行支援事業所さんの何と言いますか、格差と言うんでしょうか。非常にあの熱心な事業所さんであれば、非常にハローワークをご利用頂きまして、候補者をハローワークへ送り出しをして頂いてもいいんですが、中にはですね、残念ながらあのハローワークの方をご利用頂けない事業所さんも事実ありました。その辺の問題はどうなのかって実は議論をしております、やはり各施設事業所さんのですね、就労支援員さんのノウハウであるとか経験等ですね、その辺のところやはり送り出しのところが影響したんではないかっていうのがまず一つあります。後もう一つはやはりあの発達障がい者の新たな重複等で中々あの送り出しまでいくそのノウハウっていうのも今施設さんの方でも悩んでいらっしゃるのかなっていうところもございまして、ハローワークとしてもですね、そういったあの就職活動ノウハウであるとか、職業準備移行と言うんでしょうか、就職する為にはですね、やはり私どもは基本的な準備をして頂かないと中々就職出来ないというふうに認識をしております、それを、私どもまた上の方からもございまして、就労移行支援の方にそういった職業準備の開催等をしながら、出来るだけ登録をして頂く活動をして、今年度議論の対象としてやっているところでございます。こういった議論をこの場で取り上げて頂くのは私どもハローワークとしては非常に大歓迎だと、お伝えさせて頂きたいと思っております。以上です。

○山賀会長

ありがとうございます。すいません。私あのハローワーク、職業センターと申し、申し訳ありませんでした。ナカポツでいらっしゃいます武田さんいかがでしょうか。

○武田委員

はい、らいふあつぷの武田です。今ほど今野さんの方からお話ありましたように、就労移行支援事業所の職員の方の意識の格差があるという部分で、こちらの就業・生活支援センターの年間予定の中でも就労移行支援事業所との連絡会議を何回かやっております。その中で情報交換を基に良い体制が取れるように、職員の方の意識向上という部分も含めてハローワークの方から話をして頂いたり、職業センターの方から専門的な障がい特性についての話をしたりしています。会議を通して皆さんの送り出す側の意識を上げていこうという思いで取り組みを行っています。それと、今ほどの特別支援学校の卒業生に関してのアセスメントを国の方からナカポツの方でも行っていくというお話があったのですが、それについては、まだ労働局の方から具体的な通知が来ていませんが、指示があればそれなりの体制を取って受け入れていかなければならないと思っております。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。フレームの部分は色々示されているんですが、中々中身の部分で具体的な連携が見えてくるのはこれからなのかなというご指摘だったかなと思います。ただ障がい者の就労と就労支援が、これによってある程度こうスピードが上がっていくと言いますか、後押しになっていけばというふうな期待もあるようですので、良い形でこの辺の部会の方針が生かされていくと良いのかなあというふうに感じました。他に相談関係の方では何かこれに関連してのご発言はいかがですか。もし特別支援学校さんの卒業後の進路ということでもし何かご発言があるようでしたら頂ければと思いますが。本田委員さんいかがでしょうか。一言で結構です。

○本田委員

はい、実はこども部会から生まれた特進部会だったということでの、指名なんですか。オブザーバーの私が本当に申し訳ないなと思うんですが、一昨年10月ぐらいですか。直B問題っていうのがかなりの話題になって、色んなところでこう学習会が開かれたかと思うんですね。その不安を受けてこう特進部会が出来て、こういうふうな検討が出来たっていうことをまず良かったなと私は思っているんです。私もオブザーバーで出させてもらっていて、切り込み出したら色んな問題が出てくるんですよ。それを共通の話題を一つの場で議論が出来ているっていうことが、自立支援協議会の部会の意味としてあったなと思います。本当に短い時間の中で委員の方々ご苦勞様だったなと思います。これからも宜しくお願いします。

○山賀会長

ありがとうございます。まだ色々ご意見伺いたいところなんですけれども、また次の議題もごございますのでここで一旦締めさせて頂いて、次の議題に進めさせていただきます。

それでは(4)番。通所施設における夜間支援モデル事業について。こちらの方は西区の草間さんよりご報告をお願いします。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長

はい、西区役所健康福祉課の草間と申します。私の方から説明させていただきます。

それではお手元にあります資料4通所施設における夜間支援モデル事業という資料をご覧ください。まずこのモデル事業を実施する背景についてご説明させていただきます。これは各区毎に地域自立協議会が出来てから、特に中央区と西区で短期入所の課題というのが現場から出て参りました。どのような課題かと言いますと、特に知的障がい者の短期入所についてなんです、親御さんから良く聞かれる声として2ヶ月3ヶ月先まで短期入所の予約がいっぱい、もし私とか家族に何かあっても緊急的に夜預かってもらえないような状態で

あり、とても不安だというような声が区役所の現場では多々聞かされてきました。本来これに対する目指すべき方向性としましては指定短期入所事業所、その床を増やしていくというのがもちろんあるべき方向性だと思うんですけども、これについてハードな問題もありますので、時間が掛かる問題でございます。当面の対応策として、何とかならないかということで約1年間に渡りこの自立支援協議会の戦略会議でございます、運営事務局会議で議論をしました。私もその1人のメンバーでございます。その中で、今既にある社会資源の活用ということで、通所施設というのは昼のみやっている施設でございます。これを夜、社会資源として空いておりますから、何とか活用できないかということと、またその通所施設というのは通っている利用者との障がい特性の関係をよく施設側も把握している。ということで、いざ急に来られても支援の方向とかはよく承知しているということと、支援しやすいと、職員側からしても支援しやすいというような声もありました。西区の方で必要な予算を確保しまして、モデル事業としてこの事業を実施することにしました。これは全国的にもほとんど例がない取り組みでございまして、ある意味先駆的なものだというふうに考えておりますが、では説明させていただきます。

まず、一番資料の下をご覧ください。この西区の中で実施するんですが、実施していただける施設、6施設でございます。青山ファクトリー、あすなろ福祉園、スペース Be、のんびり青山、A X I S、サックスという6事業所です。西区においてこのような法定の事業所は15事業所ございますので、4割の事業所でございます。これは事業所にとってもなかなか、急な時に緊急の時に、当日電話がかかってきて夜みるということなので、なかなか負担ではあるかと思うんですが、この趣旨、今の課題等をよくご認識いただいて、ぜひとも我々の施設でやらせてくれという暖かい声をいただいた6事業所でございます。

では内容についてですが、利用対象者、これについてはモデル事業を実施していただける施設の普段使っている通所の利用者でございます。これについては西区の事業ですが、その施設に通っている方であれば西区以外の方でも利用可能としております。

利用の条件ですが、障がい者の同居している家族が急病だったり冠婚葬祭で家を空けなければならぬというような緊急時に限り利用出来ます。緊急時ですので、残念ながらレスパイト、休息の為の利用というような例が数多くなってくるかと思っておりますので、ご遠慮いただいておりますが、緊急時に限りということと。具体的な、緊急かどうかの判断等も含めまして、全て施設側に任せておりますので、その判断の可否は施設が行います。原則として長期間にわたるのは、本来通所施設ですのであまりよろしくないもので、一泊の利用というのが原則としております。

利用料につきましては使われる障がい者の方の一割負担、定率負担というのはございません。但し、実費が出た場合につきましてはその実費の部分の範囲内でその負担をしていただく場合があります。

利用の仕方は、その緊急事態が起こった時に夕方でも夜でも直接施設へ連絡していただく形になります。連絡を受けて施設が受け入れの可否を判断しますが、どうしても人員配

置の都合上等で、なるべく受けていただける方向だとは思いますが、やむなく不可能な場合も中にはあり得るということで、ご了承いただくということになっています。

これが利用者向けのリーフレットでございますが、一枚捲りますと、今度は事業者側に説明する詳細説明資料でございます。実施形態については委託契約で実施する予定でございます、実施期間は来年度単年度の1年間となっています。これについては今回モデル事業で、こういう形で利用した時の課題等を浮かび上がらせるためのモデル事業ですので、その課題を踏まえて全市展開出来るのかどうなのかというところも判断の材料としたいなと思います。対象事業所は自立支援法の通所事業所、児童福祉法の通所事業所の中からご賛同いただける施設ということでやっております。

次の4番の人員基準と、5番の設備基準、いわゆる安全面に直結する部分については原則として国の短期入所事業所の基準でございます指定基準をすべて満たしていただくという原則の形で考えています。ただ、一部省略できる部分に関しては、省略出来ると書いてありますが原則としては満たしていくということです。

報酬金額につきましてはこれも国の短期入所事業所の金額ですね、一泊二日分の金額、これは障害程度区分毎に金額変わってきますが、それと同単価にしております。

次に行きますと7番なんですけれども、7番の利用条件。これも先ほど申し上げたので細かくは省略しますが、緊急時の判断、(2)の③としまして、その他緊急的に支援が必要であると施設長が判断する場合という風にございまして、その判断は施設長側に一任しております。当然、判断に迷う際は個別に我々の方に相談していただいても差し支えないと思いますが、一任をしております。

8番、これも大事なポイントでございます、今回モデル事業ですから、施設側からの報告書ですとか、利用した側の使い勝手がどうだったのか、というのも含めましてアンケート、利用者からもアンケートを出していただいてこういうものを総合的に検討をしまして、事業化する際の課題等の材料にしたいというふうに考えております。

9番。消防法の適応の関係なんです、これもなかなか厳しい基準になるんですが、やはり安全面の配慮ということで、国が消防法で規定しております指定短期入所の消防法の基準を満たしていただくということで考えております。詳しくはこの表の通りでございますが、更に消防法に加えてですね、我々の一つの上乗せの基準としまして一番最後の※印ですが、避難しやすいように原則として夜間は1階での支援をお願いしたいというのを消防法に加えて我々のお願いとして書いてございます。以上が西区健康福祉課からのご報告でございます。ありがとうございました。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。それではご質問ご意見を受け付けさせていただきます。いかがでしょうか。今日は通所施設、入所施設、また今回は対象には当たっていませんが、地域活動支援センターのみなさんもいらっしゃいますので、ご忌憚のないご意見ご質問、

ご要望もあればと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤委員

ゆう一わの加藤と申します。緊急時の判断のところの同居家族としたところが、なぜ同居家族なのかというところをお聞きしたくて、この緊急時に利用したいっていうときは多分女性が多いと思うので、お母さんが介護に向かう場合が多いかと思うんですけども、結婚されていて別世帯でご実家の親御さんが倒れてそこに行かなくてはならないという時もあるかと思うんですけども、その時はその対象となるのかどうかというところもお聞きしたいなと思います。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長

はい、お答えさせていただきます。我々の方で想定しておりますのは、通常同居されている親御さん、お父さんだったりお母さんだったり介護しているものを想定しておったので同居家族と書かせていただきましたが、今ほどご質問があった事情についても緊急事態だとは思いますが、その点は施設において緊急の支援が必要だというふうに判断出来るものだと思いますので、施設側の判断として使っていただける事例じゃないかなというふうに考えております。ちょっとその細かく細分化していくと書ききれないものですから、今のようなものも含めて施設に一任しているというのが今の現状でございます。その辺も課題としてまた検証していきたいなと思っております。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。他にございますでしょうか。はい、大橋委員。

○大橋委員

この実施はすごく私としてはありがたいことかなと思っています。西区だけじゃなく、中央区は全く入所施設がないので、各区に広がっていくことをとても希望しておりますので、ぜひ素敵な実践がこれから広がっていくとありがたいかなと思っているので、よろしくお願ひしたいと思っています。

一点お聞かせいただきたいのが事業者に向けたアンケートがあったということで、実際施設を運営している事業者って夜間支援モデル事業についてどう関心があったかとか、傾向があったかとか、何かアンケートのフィードバックが私たちになかったものですから、どんな結果だったか教えていただきたいかなと思っています。

○山賀会長

はい、それでは事務局お願ひします。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、事務局の方からお答えいたしますが、まずアンケートを実施した件数は97事業所、市内の通所の事業所97事業所にアンケートしまして、63、約100近くアンケートしまして63回答があって、実際にやってもいいと、実施したいと言っていた事業所は21事業所でした。これが多いのか少ないのかというちょっと議論もあったんですけども、運営事務局会議の方では22の事業所、市内では22あるということは少なくともこの事業所において実施ができるんじゃないかと。事業を実施したくないと明確にお答えになっている事業所は14事業所。未定と答えた事業所が26事業所です。したがって、傾向としては三分の一、それ以上にわからない、未定、まだ事業所の方で判断できませんとお答えになったところが三分の二という感じで出ております。やはり事業所としても実施したいイメージはあったんですけども、今のご質問の内容なんか、ご質問があったように判断の基準とかそういうものが明確に我々も示せていない中でおおよその通所による夜間支援ということでしかアンケートが出来ませんでしたので、このくらい細かいものが出来上がった上でお聞きするともう少しわかりやすくなったのかなというふうには思っておりますけれども、基本的に全否定しているわけではなかったという風に考えております。努力すれば出来る事業所もあるだろうと。ただし、やはりスペースの問題とかその消防法の関係の問題も出てきておりますので、非常にその辺については事業所でも判断が分かれているところだと思いますし、最終的には事業所の判断によるものになると考えています。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。大橋委員、よろしいでしょうか。

○大橋委員

夏から消防法が変わるということが情報にあるので、その消防法に適応した事業所作りもしたいですし、グループホーム、ケアホームを対応したいと思っていて、事業所には非常に厳しい状況かなと思っています。この度施設を一つ立ち上げる時に消防がものすごい細かい資料だったので、ちょっとこう、えっと思うくらいの細かさを受けたので、これから夏、消防法変わりますよって言われたので、ここら辺私も含めてしっかり見据えていきたいかなと思っていますので、またご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。そもそもこの夜間支援モデルというのはショートステイとの絡みも実はあったわけですよ。なかなか急な家族の急病の時預けるところが見つからないということで、またそういうヒアリングもしたところからスタートした部分もあったと思いますが、上杉委員、支援施設、入所の施設としてその辺の背景もあるん

ですけれども、どんな風に今回のモデル事業どう思っているか。

○上杉委員

市内の入所施設で短期入所を行っている施設が集まってのヒアリングがあったかと思えます。私も施設の短期入所の窓口担当者ということで出席をさせていただきました。各入所施設の短期入所者の受け入れ状況の中でなかなかお断りをせざるを得ない状況が出てきたと。その理由として1つはいわゆるロングショートという方がそれぞれ施設にいらっしやったりとか、あとはかなり定期的にご利用されているご利用者がいらっしやって、なかなか急な受け入れというところが居室の枠的に難しいというような施設もございましたし、後は別問題として居室の空きうんぬんというところ以前に、やっぱり来られる対象者の方がすごく知的に重度の方であったり、行動障害の強い方であったり、夜間支援するに当たって、どうしてもやはり1対1の支援を求められるような場合において、私どもの施設も定員50名の中で夜間3人という職員体勢で、夜中見ている格好になりますし、当然3人の夜勤職員が交替を取りながら、休憩を取りながら50名の入所のご利用者さんを見ている状況の中で、そのてんかん発作でいつ倒れられるかわからない、夜間の徘徊があったり、強い行動障害で器物を破損したりどこかに飛び出したりする可能性もあるという方を+αで急きょ受け入れるというところに、なかなかお部屋のご用意は出来るんだけど、どなたか支援の方が一緒に着いてきていただければ、どうぞお部屋は提供できます、なんていう施設の職員さんからのお話もあって、なかなかショートを受けきれないというところにご利用ニーズがたくさんあるというものと、職員の受け入れ態勢的になかなか即答で受けることが出来ないというところと、2種類お話もあつたんですけど、全体的にやっぱり、ご希望のニーズに対してショートの本数の枠自体の数が限られているというところでは、特に今は虐待の関係も含めて緊急のショートのご希望なんかがうちの施設でも本当に毎月何十件というか、空きがありますか、受けられますかというお問い合わせが来ていたり、あと新規のご利用希望、契約をしたいんです見学させてくださいというショートに関わるとご利用者の対応で本当に丸一日そこにこう、時間を取られながら、毎月のように新規のご利用者さんを受け入れながらショート調整をしているというような状況も実態としてはあるかと思えます。その辺なかなか使いたい側が使いたい時に使えない、施設の方も受け入れたくてもなかなかすぐにはいいですよと言えない状況があるというところの中で、じゃあそのショートというところだけじゃなくて他にも何か受け皿が出来ないかというようにところで今回のお話が出たのかなという風に認識をしております。私どももすごくこう、ありがたいお話だなと。なかなかお受けが出来ない時にじゃあ代わりにサービスのご紹介という辺りがなかなか施設としても出来ない状況も、実際多々ありました。施設の方としてもロングショートを無くすということで相談さんとか地域のサービスの方とケース会議しながら出来るだけ使いたい方がみなさん使えるようにというような努力は当然入所施設の方も各施設で行っているところかと思うんですけど、なかなか数的に追いつか

ないような状況も実際感じております。当初、新潟市内の通所施設で全域的になんていうところで、ちょっとわくわくしたところもあったんですけども、モデル事業からというようにお話もありまして、ご質問があった通り、同居だけじゃないご家族の、受ける側としてよくこう、来る希望というか、やっぱりお葬式の関係とか、急に倒れてしまって危篤な状態なんです、これはやっぱり同居家族に限らない場合の方がむしろ多いというか、別居の方だから駆けつけなければならないと。駆け付けたいんだけどもお家に一人で置いておけないと。というような状況で、短期入所をご希望される人の方がむしろ多いのかなというところもありますし、あとは多いのはご本人さんがちょっと調子を悪くされるというか、落ち着かなくなってしまうと、なかなかご家庭内で見ることができない状態に、ご家族様介護者の都合というよりはご本人さんの状態によってなんとかこう1泊だけでもお家からちょっと離したいと。というようなショート希望が特にこの春先とか季節の変わり目であるとか色んなシーズンの変わり目であるとか、そんな時には多く希望として来られますので、その辺もモデル事業でモニタリングする中でどんなご利用希望が出てくるかというところで多少協議して、出来れば全市、市内全区、特に入所施設のない区なんかは特に、こんなことが広がっていくともっと利用者様もご家族様もより安心するのではないかなと感じました。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。色々貴重なご意見をいただいたと思います。他にこれに関連していかがでしょうか、こういうケースもある、ああいうケースもあるということで、相談の方でも結構ですし、またご家族の方でも結構ですので、ご発言いただけるようなことがあればお願いしたいんですが、いかがでしょう。先ほどの発言の中で上杉さんの方から出た、計画的なレスパイトではないけれども、緊急なところでのレスパイト的なところは許容できる範囲に入ってくるでしょうかね。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長

はい、そうですね。私の個人的見解としては計画的なレスパイトでなければ障がい者のそういう事情であれば緊急的な状況になっているというふうになるかなと思っています。

○山賀会長

ぜひ色々こう、モデル事業ですので色々なケースを取り上げていただいて検証していただくということで、ご理解いただけるといいのかなと思いました。よろしいでしょうか、みなさん。特別支援学校さん、これに関連して何かご要望とかはありますでしょうかね。今後、卒業後もありますが、在校生の中でってことでも。

○久保田委員

利用条件を、利用者に〔〕付けで日中一時支援としての利用者を含むと。特別支援学校在籍中特に夏休みとか日中一時支援を利用する生徒、結構いるんですが、そういう生徒も施設側が許可をすれば利用できるかと解釈してよろしいでしょうか。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長

はい、そうですね。一度も施設を使ったことがないとかいうことになるとお互い初めてになって支援も難しくなってくるかと思しますので、何回か利用されて、特性も施設側が把握されているってことを条件にしておりますので、今ご質問があった場合も対象となってくるかなと、利用の対象になるかなと。

○久保田委員

このサービス非常にさっき話にあったロングショートとは違ってですね、本当に困った時にこういうところがあると保護者にとっては非常に安心できるサービスで非常にいいなと思うんですが、こういう安心を手に入れるためにあえて日中一時支援を利用しようという方が増えるのではないかなと、ちょっと変なことを考えてしまうんですが、そうなったらごめんなさい。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。うちも春から放課後等デイサービスをやるんですが、その子どもたちがぜひと言った時に学校を会場にしているのでどこに泊めたらいいのかなというのも若干ありますけどね、私たちまで全区的にやろうとなれば。そういう課題もありますけども、今ほどいただいたようにとてもモデル事業としては大いに意義あるモデル事業で、ぜひ今後とも広くこの事業が広がっていただけることを期待する声が多かったと思いますので、ぜひ前向きにご検討いただければと思います。はい、ありがとうございました。

それでは次の議題に移りますがよろしいでしょうか。(5)番、入所待機者解消検討会の報告。事務局よりお願いします。

○障がい福祉課制度改革推進係長

はい、障がい福祉課大倉と申します。それでは議題の5、資料5について説明をいたします。入所待機者解消検討会取りまとめ報告ということですが、この件につきましてはこの全体会で詳しくお話するのは初めてになりますので、いささか唐突に感じる方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、入所待機者が減らないっていう現実問題をきっかけに、今年度後半に集中的に検討を行ってきたものです。

1ページをご覧いただきたいと思います。その会の概要です。設置の経緯になりますけれども、障がい者計画等の検討を行います市の附属機関であります、新潟市障がい者施策審議会、こちらの方での計画の検討過程におきまして、住まいの場を取り巻く諸課題とい

うことが問題提起としてありまして、それらの課題が解消されないために待機者が一向に減らない。場合によってはむしろ増加している瞬間もある。そういう認識の下に検討委員会の設置を計画に、ここに書いてあるような計画の文言で盛り込んだところでした。この検討委員会の目的といたしましては、こちらに記載のとおり本市における障がい者の高齢化重度化や親亡きあとを見据え、障がい者の施設入居待機者の解消を始めとした、地域における居住の支援等の検討を行うと。そういうことといたしまして、9月から3月までの延べ5回の検討会を行い、このまとめに至ったものであります。

次2ページをご覧ください。入所待機者を取り巻く問題、それから施設入所者を取り巻く問題、それからグループホーム・ケアホームを取り巻く問題、この3つの面からそれぞれ現状と課題ということ把握をいたしまして、取り組みの方向性や具体施策についてまとめを行いました。まず2ページには入所待機者についてになります。記載にある、現状と課題の把握を行いました。入所待機者数には大きな経年変化はないということが1つ、それから親亡きあとの待機や、将来的な安心のための入所申請を出している方が多いと考えられまして、順番が回ってきても入所を断る方が多い。待機者の中には今すぐの入所を望んでいない方もいるという状況がわかりました。入所待機者とその家族とで施設入所に対する考え方に違いがあること。またグループホームを現実的に利用されている方の中にも待機をされている方がいるということがありました。高齢化重度化する待機をされている方にとっては、先ほども話題になりましたが短期入所等の受け入れ態勢が現実には非常に不十分になるということも状況として認識したところです。そしてこれらに対する取り組みの方向性ということにつきましては待機者の詳細な実態把握を行うとともにですね、入所施設以外の選択支援についても幅広く情報提供していきまして、既存サービスの充実ですとか、市の独自サービスの創設の要検討が必要となり、また、高齢化重度化する者への対応として色んな受け皿が必要であることから、小規模入所施設の活用ですとか、高齢化や強度行動障がい者用の施設について整備を検討していくことが必要だという風にまとめてしております。

次に3ページ、施設入所者についてです。施設入所者の現状ということにつきましては、施設から退所させる流れが出来ていないことと、高齢化重度化する者がきちんと暮らせるような場所が地域にないということがあります。一方で、ケアホームを希望する人が増えているなどの意識的な変化も中には見られます。しかし地域生活での費用負担や施設の体制、地域移行が上手くいかなかった場合に戻れる場所の確保等の、そういう課題も多くあります。そして、取り組みにつきましては先ほどの待機者同様ですね、まずは詳細な実態把握を行いました。入所施設以外の選択支援についても幅広く情報を提供していきながら、また、先輩の成功例等の話を聞ける仕組みが必要だという風に考えています。さらには関係者が同じ価値観を持つことですとか、地域移行にチャレンジ出来るような仕組みを作る必要があり、多様な施設整備を検討していくことが必要だと、いう風にまとめているところです。

次に4ページはグループホーム、ケアホームについてです。こちらの現状と課題につきましては一言で言って整備が進んでいない実情と、グループホームで生活イメージに対する不安があるというところ。また、グループホームに対する利用希望が全市的に把握されていないということがあります。そしてこれらに関しましての取り組みにつきましては、利用者と事業者のマッチングの仕組み作りですとか、情報提供を行いながらこのホームを増やしていくための独自制度、これは何かの助成制度だったり指定基準の要件緩和ということを指していますけれども、これら独自の仕組みを作っていこうということでまとめをしてあります。

尚、5ページにつきましては横見していただきますと、今申し上げた取り組みの行程表として再掲をしております。第一段階、第二段階、第三段階という風に、段階的に新年度から順次取り組みを進めていきたいと思っております。

6ページ以降は資料編になります。この検討会の目的等含めた要綱と、委員の名簿、それから8ページ以降はその分析、現状把握の分析に至った数値のデータを載せてありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

最後に、今回お示しした取り組みの中にはですね、以前から問題提起されていた、されながらも改善に至っていないものも勿論ありまして、難易度が高いものばかりですけれども、この協議会や委員の皆さんのお知恵を借りながら順次取り組みを進めていきたいと思っております。簡単ですが以上になります。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。それではこれに関連してご発言、ご質問何でも結構ですので頂戴できればと思っておりますがいかがでしょうか。はい、久保田委員お願いします。

○久保田委員

高齢化ですとか、重度の方のニーズとかもあるでしょうけれども、実はグループホーム、ケアホームの充実って障がい者の就労にも実はかかってきていて、例えば西蒲特別支援学校の学区、西蒲区・南区がそうなんです、非常に南区で就労する力があるにも関わらず公共の交通機関が通っていないと。そういうことで企業に実習がなかなか出来ないとか、あるいは実習が出来ていい評価をもらってもその通勤手段がないが為に就労を断念せざるを得ないという、そういう生徒もいます。グループホームに住んでそこから通勤出来るようになれば、そういった方の就労も促進されるのではないかなと。そういうニーズもありますので、ぜひ公的の第1段階の利用希望の把握というのをぜひ緊急で行っていただきたいなと思っております。

○山賀会長

はい、入所待機者だけの問題ではないという視点でご発言いただきました。他にござい

ますでしょうか。今回出席されています委員の中で検討会の委員も兼ねていらっしやった、山岸委員、ぜひ一言、実際に参加されていて考えたことをご発言いただければありがたいですが。

○山岸委員

はい、取り立てて特別なことは何もないんですけれども、私の中でも偏見とか差別に対する、自分の娘に対する気持ちというか、恐怖とかまだ解消されていないのが本当の気持ちです。入所していれば自分の気持ちは平穏なのかなと思うこともありますけれども、出来るだけ一歩、地域の中に溶け込んでそれが当たり前になるような社会になったらいいなと思って参加してきました。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。同じく検討会の委員を務めていただいています、川本さん一言お願いします。

○川本委員

はい、お願いします。本当に私自身この検討会に参加させていただいて、先ほどの資料でも具体的に数値として現状を出していただいで一緒に検討させていただいた中で、本当に私たち相談のところがやるべきことは何なのかっていうところを、自分自身がやらなければならないところを考えながら参加をさせていただいたところもあります。先ほど、入所待機者の方の実態把握というところで、本当に施設入所しかないのかどうか、その選択肢をちゃんとこれまでお示ししてきたのだろうかというところを、私たちも考えながらいかなきゃならないなと思っておりました。本当に参加させていただいてありがとうございました。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。再度上杉委員、支援施設、入所施設の側からみて、今回のこのようなご報告どのように読まれたか、ぜひ。

○上杉委員

入所施設でも待機者の方の預かりというのが施設の中でも色々協議するところがありまして、うちの入所施設でも24年度に入所の方の、2名ですかね、退所と入所という経過があったんですけれども、いざ空きが出た時に入所待機に入って上がっている方の順番の中で声かけさせていただいたら、実は申請上げた時には在宅の方だったんですけども、実はもう既に入所されていますというところがあったりとか、そんな蓋を開けてのこう、やりとりがあったりとか、あと私たちが改めて待機の方を見てみると、お名前くらいで顔

も今の状況も全くわからない中で実はかなり長い期間待機に入られてらっしゃる方が実際にいらっしゃったりして、去年一昨年くらいですか、ちょっと各区役所さんの方に待機に上がっている方の状況確認であったり、実際待機申請として処理でこう、施設に上がってくるんですけども、その辺の上がってきた経過であるとか、実際今どういう状況なのかとか、なんていう入所申請を承諾するかどうかというところで、まず施設としても、その方の上げてきた背景をちょっとよくご確認させていただく必要があるんじゃないかということで、ちょっとやり取りをさせていただいたこともありましたので、すごく、ここに手を入れていただけたところはすごくありがたく思っておりますし、今は在宅のニーズがすごく高い中で施設としても入所のご利用者さんをなんとか地域に移行していただいて、狭い、本当に外に出る機会も少ない施設環境の中で暮らしてらっしゃるご利用者さんにもっとこう、色々なことを経験して充実した生活を送っていただきたいなと思いつつも、なかなか日々の入所の支援にかまけていますと、なかなか外部の方との関わりであるとか、そういったご利用者さんを施設から外に出して色々な体験をしていただくというところを施設だけの取り組みでやっていくことには日々非常に困難を感じている部分もありますので、もちろん入って来る方の取り組みもそうですし、施設から出すための取り組みについても、精神の病院に入ってらっしゃる長期の方なんかと同じだと思うんですけども、やっぱり外部の方のお力を借りながら施設も進めていかないとなかなか難しいところがあるのではないかなと思っておりますので、上がってきたものを私も一緒に見させていただいたりしながら施設として施設の役割というものも併せて今後考えていく機会になるといいなと感じました。はい。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。色々な角度から入所待機者の問題を考えるよい機会になったということだと思います。通所施設のみなさんの中にも利用者さんの中で入所施設希望出しているんだけどもというケースがあるかもしれませんが、もしそのような視点ですと、ご発言いただける方がいらっしゃいましたらいかがでしょうか。特にこう、高齢の方とか、通所利用者がいるんだけどもということでそれに関連して何かあればぜひいただければと思います。いかがでしょうか。

○田中（滋）委員

はい、もぐらの家をやっておりました、今回みなさまに大変ご迷惑をおかけいたしました、もぐらの家の所長を兼務しておりました。今のグループホーム・ケアホームの話を聞いていまして、4ページ目の現状と課題というところを書いてある、まさにこの通りだなと思って聞いておりました。整備が進んでいない、運営費用の問題ももちろんその安全面ですとか、グループホームの中で火を使わないような安全性、あるいはスプリンクラーのようなものをつける。平米数が少ないですから、当然補助金なんか出ない。というふう

なところで費用の問題もある。これからも、そういう問題も出てくるかなと思っておりまし、それから支援員さん、いわゆるあの、パートさんで私ども対応しておりましたけれども、本当に365日、必要な時間だけでよかったのだろうかという反省もあります。あと、そうなりますと職員にかかる費用、夜もいてもらって、パートさんっていう扱いでいかどうかという扱いも出てくるのかなという思いもありますし、2番目の日中の事業所にも通えなくなった時に最後までみてもらえるのかという不安ですね。これはやっぱり今の利用者さんもあります。ただ、グループホームにしてもケアホームにしても終ではないというところをどういう風に納得していただくかというところの問題も、実際にはやっています、ああこの人たちずっといるというのは施設としては本当に大きな負担になってくるなというのは実際にあります。

あとは逆に今回のことで外に出ざるを得なかった方もいまして、その方々はグループホームに行くよりも、地域生活をもう始めていますので、一般のアパートを借りて、車いすの方たちですけれども、1階でアパートを借りて生活を始めてますので、今度逆にそういう方々はそういう方々で地域生活だから一歩まあ前進したのかなという思いもありますけれども、本当にこう、安全とか安心とか、職員とかずっといるのかどうかとか、本当にここに出ている課題というのは真剣に考えていかなきゃならない課題だなと思って聞いておりました。私の方は以上で、感想なのですが。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。夜の部分に関連してご発言いただいたと思います。それでは今回特別にといいますか、自立支援協議会の内部の部会ではありませんけれども、審議会に関連して出された入所待機者の問題について、このような形で検討会を立ち上げて、まとめた内容をご報告していただきました。私個人としても参加させていただいて、本当に今まで待機者がこんなにいるじゃないか、行政はどうするんだという風な非常にこう、議論がワンパターンになっていたのが、非常に多角的に分析出来たかなと思っています。今後それを、焦点をどこに絞ってこれから計画をしていくのかっていうのが見えやすくなったなというふうに個人的には感じています。決して待機者が全部順番にとっからげに待機しているんだということではないというと、それから安心の問題をこれからどういう風にするのか、さっきの通所施設に通うみなさんの夜間の支援と非常に関連が深い、安心という問題をどうするのかということも関わっているんだろうなという風に感じております。色々突然私の方で振らせていただきましたが、色々ご発言いただいて本当にありがとうございました。まだ、もしでしたらご発言ありますという方、挙手いただければと思いますがいかがですか。

○武田委員

すみません、相談支援事業所の強化ということで、新潟市でも今現在取り組んでいられ

と思いますが、就業・生活支援センターでは就業面の支援に伴っての生活支援も併せて行っています。支援を進めていくなかで、結構生活部分の支援の比重も大きくなっているのが現状になっています。その中でやはり関係機関と連携をしながら支援を進めていく必要があります。相談支援事業所であったり、生活支援センターであったり、常に連携をさせていただいています。そこで提案なのですが、自立支援協議会の中の相談支援事業所の会議に、就業・生活支援センターの生活支援員と一緒に参加させていただくことは難しいものでしょうか。以前問い合わせをした時にはらいふあっぷは市の委託事業ではないので断られたという経緯がありました。実際こちらの方から福祉サービスに繋げるケースも多くなっていますので、今後毎回とは言わずともぜひ会議の中に参加させていただけるとありがたいと思っております。

○山賀会長

はい、では事務局よりお伺いします。

○障がい福祉課介護給付係長

はい。相談支援事業所連絡会は非常に今、人数が多くなりまして、検討するテーマも多いいところはありますが、今いただいたご意見を踏って検討したいと思っております。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、それでは5まで終了させていただきます。

6その他ということでお手元にもぐらの家のご報告ということではありますが、先ほどもぐら工房の田中所長さんよりご発言いただきましたが、この件についてその他でご説明させていただきたいということですので、よろしく申し上げます。

○田中（滋）委員

みなさんのお手元にご支援いただきましたみなさまへということで御礼とそれから事業の再開についてチラシが行っているかと思うのですが、書いてある通りでございまして、7名のうち6名の方は逃げていただきました。1人の方はお亡くなりになってしまいましたけれども、火災が発生する前、25名おりました利用者、今3名の方はご事情で通ってこれなくなりましたけれども、22名の方がまたあの、アパートなりグループホームを借りながら通い始めることが出来ました。本当に火災の直後から色々な方々からお見舞いや、ご支援をいただきまして、本当にありがとうございます。この場をお借りいたしまして、御礼申し上げたいと思っております。出来ること1つずつではありますが、これからもやっていきたいと思っております。そして本当にあの、また再び、二週間、17日くらい空きましたでしょうか、再び利用者の方が戻ってきて利用者職員作業が出来る喜びに、本当に感謝

しながらまた頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく今後ともお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。それでは他にその他、事務局の方からございますか。

○障がい福祉課介護給付係長

では先に事務局の方から構成委員の件について報告をさせていただきますが、今日お手元の参加者名簿を参考にさせていただければと思いますが、この4月の人事異動等が比較的いくつかの施設でございまして、委員の交替という状況が出てきております。私からはこの会の副委員長、一番の太陽の村支援課長の菊地さんがですね、異動になりましてこの会から外れる関係で副委員長についてが次の会まで不在になりますというのを報告申上げて、次回の開催の時にみなさんにご紹介させていただいて、これは会長指名事項ですのでその間欠員という形で進めますということを申し上げます。また、運営事務局会議の方にも若干異動等がございましてここにつきましても4月以降、区の委員の方々が決まりまして、そして全体会の委員が決まってくると、また編成が出来ると思っておりますので、そこについても今後改正があるということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。しばらくそういうことで、ちょっと流動的なメンバーになるということですのでご了承ください。みなさんの方で全体を通して今一度ご質問ご意見ご要望等ありましたら受けさせていただきますので、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、無い様ですので本日の議事についてはこれで終了させていただきます。